

関係法令 (抜粋、要約)

食品衛生法施行規則

別表第17 (第66条の2第1項関係)

一 食品衛生責任者等の選任

ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること (法第54条の営業 (法第68条第3項において準用する場合を含む。) に限る。)

北海道食品衛生責任者講習会運営要綱

(講習会の課目及び時間数)

第3 (2) 実務講習会

- 一 衛生法規・食品衛生学等 1.5時間
- 二 食品衛生に関する最新の知見等 0.5時間

(実務講習会の受講の頻度)

第4 実務講習会の受講の頻度は、食品衛生法等に規定する営業許可の有効期間内に1回以上とする。

(講習会実施機関の指定)

第5 知事は、養成講習会又は実務講習会を実施しようとする者を実施機関として指定することができる。



受講手続き等

受講申込先

各地の食品衛生協会

講習会当日に持参する書類等

受講票、本人確認のできるもの

(運転免許証、健康保険証又は住民票)

受講料

3,500円 (テキスト、会場費、受講済証等)

* 受講時などに各地の食品衛生協会に納入してください

受講内容

衛生法規、食品衛生学、最新の知見等 2時間

講習会の日程確認

受講を希望する地方食品衛生協会

* 全道 (札幌市を除く) の講習会の開催日は、北海道食品衛生協会のホームページでも確認できます



北海道食品衛生協会

検索



<http://www1.odn.ne.jp/hokkaido-syokyo/>

新しい知見で衛生管理の向上を 食品衛生責任者 実務講習会

食品衛生責任者は定期的に講習会を受講し、常に新しい食品衛生に関する知見を習得するように努めなければなりません。



北海道保健福祉部・各道立保健所
旭川市保健所・市立函館保健所・小樽市保健所

公益社団法人 北海道食品衛生協会

〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目4番143 第2タイムビル8F
電話 (011) 231-5300・FAX (011) 231-5304

実務講習会制度について

食を取り巻く環境は、食品流通の国際化・広域化や食中毒起因物質の多様化等により常に変化しており、これと相まって食品事故等の様相は、大型化、重症化、深刻化しています。

このため、食品に関わる事業者の皆さんは、常に食品衛生の動向に注意を払い、自らが製造或いは販売する食品の安全を確保する責務があります。（食品安全基本法第8条）

食品衛生法施行規則により、食品衛生責任者は、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めることとされています。

北海道では、平成17年から、実務講習会制度を開始し、公益社団法人北海道食品衛生協会が知事、旭川市長、函館市長の指定を受け、全道各地（札幌市を除く）でこの講習会を実施しています。



最近の食品に関わる出来事

- 平成13年 国内初のBSE感染牛の確認
- 平成14年 中国産冷凍ほうれん草等からの基準を超える残留農薬の検出
- 平成18年 ノロウイルスによる食中毒や感染症の多発
- 平成19年 中国産冷凍ギョウザに代表される有毒物質混入事件の発生
- 平成23年 食肉の生食による死者5名を伴う腸管出血性大腸菌O157広域散発型食中毒の発生
- 平成24年 食品中の放射性物質の新基準値を設定
牛レバーの生食の禁止
白菜の浅漬けを原因食品とする死者8名を伴うO157広域散発型食中毒の発生
- 平成25年 食品衛生法やJAS法等で別々に定められていた食品表示に関する規定を「食品表示法」としてまとめ公布（平成27年から施行）
- 平成28年 「肉フェス」で加熱不十分な鶏肉を用いた寿司を原因とした600人以上のカンピロバクター食中毒が発生
- 平成29年 学校給食で使用された「刻み海苔」を原因とするノロウイルス広域散発型食中毒が発生
- 平成30年 食品衛生法の改正
全国的にアニサキスによる食中毒が多発
- 令和2年 新型コロナウイルス感染症の世界的流行

受講対象者

次の営業種の食品衛生責任者は受講の対象となります。

- 飲食店、菓子製造業
- そうざい製造業
- 水産製品製造業、漬物製造業
- 食肉販売業 など32業種



上記以外の届出対象施設（給食施設を除く）の食品衛生責任者についても実務講習会の受講を推奨しています。

実務講習会と同等以上の内容と知事が認める次の講習会を営業許可期限内に受講された方は本講習会の受講対象から除外されます。

- 他自治体で実施する実務講習会
- ふぐ処理責任者講習会
- 北海道食品衛生協会が実施する食品衛生指導員養成講習会及び食品衛生指導員研修会
- 食鳥処理衛生管理者の講習会
- と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者講習会



受講頻度

営業許可の有効期間内に1回以上

*** 営業許可更新までに必ず受講しましょう。**